



マイナンバーを本格運用 雇用保険手続き

◆五月からは マイナンバー必須!

先日、労働局からマイナンバーに関する通知が発表されました。これによると次の五つの手続きについては五月からマイナンバーの記載のない場合、返戻するとあります。

- ① 資格取得届
- ② 資格喪失届
- ③ 高年齢 雇用継続給付申請
- ④ 育児休業 給付支給申請
- ⑤ 介護休業 給付支給申請

◆記載がない場合 どうなるのか



同通知では、マイナンバーの記載がない場合は記載したうえで再提出することを求めています。現在、マイナンバーを事業所で常時保管せ

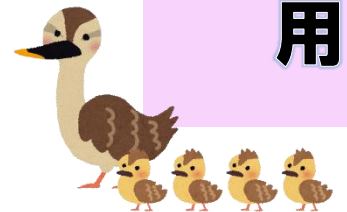


ずに必要な時だけ従業員から提供を受ける企業もあります。資格取得の場合は、本人からマイナンバーの提出を求めることは比較的簡単です。しかし、資格喪失の場合にすでに退職した従業員からマイナンバーの提供を受けることは難しいことです。今後、労務手続を滞りなく行うためには、マイナンバーを常時事業所で保管しておくことが必要になってくるでしょう。

マイナンバーの運用については労働局がやや先行している感がありますが、近いうちに社会保険手続や年末調



◆高まるマイナンバー の存在感



整手続においても同様の措置をとる可能性があります。また、マイナンバーが当初の構想通りに民間活用された場合にはその重要性は飛躍的に高まるため、預かる側の企業としても厳格に管理する必要がありま

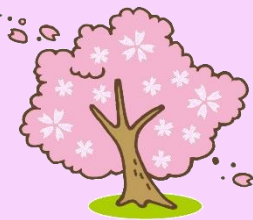
企業でのマイナンバー管理体制に不安を感じられる場合は当法人までご相談ください。



住民税の 特別徴収義務強まる

大阪府や各市町村は、企業に対し必ず住民税を給料から天引きすることを求められています。今年六月からのスタートのために五月には企業に対し通知が届く予定です。わずらわしいので住民税は各人が納付するようにしてきた企業は給料計算担当者への指導が必要で

計算方法が分からない場合は、当事務所へお問い合わせください。



雑感

大相撲では滅多に見れません。相撲の技に「かわづ掛け」という技があります。

「かわづ掛け」の名前は河津三郎という武士がこの技を使って相手に勝ったことに由来します。

一九五五年、河津三郎ゆかりの地、静岡県河津町で偶然発見された桜が「カワヅヅクラ」です。

先日、美原の文化会館の敷地でそのカワヅヅクラが咲いているのを見かけました。(副所長)

ここで一句。

いにしえの奈良の都の八重桜
けふ九重にほひけるかな
伊勢大輔

いにしえの昔の、奈良の都の八重桜が、今日の九重の宮中で、ひとさわ美しく咲き誇っております。

平成30年4月納付分から変更!

健康保険料率

10.13% ↓ 10.17%